

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実施要綱の制定について

〔 2 生 産 第 2 1 2 8 号 〕  
〔 令 和 3 年 4 月 1 日 〕  
〔 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 〕

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、この度、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いします。

以上、命により通知する。

# 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実施要綱

## 第1 趣 旨

東日本大震災を契機に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原子力発電所事故」という。）から10年が経過し、原子力発電所事故発生時から、土壤中の放射性物質は徐々に減少しているものの、福島県以外の岩手県、宮城県及び栃木県においても、放射性セシウムの農産物や牧草等への移行が懸念される農地が存在する地域や、放射性物質に汚染された牧草等の処理が遅れている地域がある。

これらの地域において、放射性物質の影響を緩和し、農業生産の復旧・復興を図るための特別措置として農畜産物放射性物質影響緩和対策事業による対策（以下「本対策」という。）を実施する。

## 第2 対策の実施等

### 1 対策の実施方針

本対策は、農業生産の復旧・復興に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に実施するとともに、各種関連対策との連携を図るものとする。

### 2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第1の趣旨に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1に掲げるとおりとする。このほか、別表1に定める事業等は、別記に定める内容を満たしていなければならないものとする。

### 3 対象地域

本対策の対象地域は、岩手県、宮城県及び栃木県とする。

### 4 事業費の低減

本対策を実施する場合は、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

### 5 成果目標の基準及び目標年度

#### (1) 成果目標の基準

成果目標の基準は、「安全な農畜産物の生産のため、放射性物質の影響を抑え持続的に生産活動を行うこと」とする。

#### (2) 目標年度

成果目標の目標年度は原則として事業実施年度の翌年度とする。

#### (3) 交付金の配分基準

各県への配分額については、事業実施主体が策定した事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）の要望額（以下「要望額」という。）に基づいて配分する。

### 6 対策の対象要件

本対策の支援対象は、第3の1の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に着手・着工したものであって、県知事が、安全な農畜産物の生産におけ

る放射性物質の影響を最大限抑制し、生産活動を持続するために必要不可欠な取組であると認めるものに限る。

### 第3 対策の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、別表2に規定する項目を含めて事業実施計画を作成し、県知事に提出するものとする。
- 2 県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式第1号により県事業実施計画（以下「県計画」という。）を作成し、別紙様式第2号により地方農政局長（当該県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 3 県知事は、2の提出を行う際に、別表1の事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）又は県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、別紙様式第3号により作成し、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 4 地方農政局長は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 5 県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、2に準じた手続を行うものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 特認団体又は県が実施する事業内容の変更

### 6 実施手続

- (1) 1の事業実施計画の県知事への提出は、事業実施主体のうち県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長。以下同じ。）とする。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1)の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (3) 市町村長は、(1)に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い

県知事に提出するものとする。

(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、県知事が当該市町村長と協議の上あらかじめ指定する市町村で事業を実施する事業実施主体は、事業実施計画を県知事に提出するものとする。この場合、県知事は、当該市町村長に対し、提出された事業実施計画の写しを提供し、情報共有に努めるものとする。

(5) 市町村が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長は事業実施計画を作成し、県知事に提出するものとする。

(6) 3の特認団体の協議は、2の協議の際に併せて行うものとする。

#### 7 事業の着手・着工

1の事業実施計画が承認された年度の4月1日から交付決定を受けるまでの間に着手・着工をした場合にあつては、別紙様式第1号の県事業実施計画の備考欄に着手・着工日を記入するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

#### 第4 対策の実施期間

本対策の実施期間は、第3の1の事業実施計画が承認された年度とする。

#### 第5 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の交付を受けた県知事が市町村に対して交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした農業生産の復旧・復興のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は県知事に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- 4 国は、県に交付した交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、当該交付金の一部又は全部の返還を県知事に求めることとする。

#### 第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、別表2に規定する項目を含めて目標年度における事業実施状況報告書を作成し、県知事に報告するものとする。  
なお、県知事は、必要に応じ、本対策の実施年度から目標年度までの間、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 2 県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するなど適切な措置を講ずるものとする。

- 3 県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式第4号及び第5号により地方農政局長に報告するものとする。
- 4 国は、県知事に対し、3に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

## 第7 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別表2に規定する項目を含めて作成し、自ら評価を行い、その結果を県知事に報告するものとする。
- 2 県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式第4号及び第5号により地方農政局長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。また、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長は、2の県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえ、県知事を指導するものとする。また、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

なお、当該評価結果を生産局長及び政策統括官に報告するものとする。

- 4 事業評価を行った事業実施主体、県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。

## 第8 推進指導等

- 1 県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
  - (1) 県知事は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、必要に応じ、別に定めるところにより、事業実施主体を指導するものとする。
  - (2) 県は、本対策の関係部局以外の者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

## 第9 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、

生産局長及び政策統括官が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 放射性物質の吸収抑制対策 2 放射性物質汚染牧草等の処理	メニューの欄の1及び2の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 県 2 市町村 3 農業者の組織する団体 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがある団体等をいう。 4 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 5 土地改良区 6 県知事が地方農政局長と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）	メニューの欄の1及び2の採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。 1 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 2 要綱第2の5の(1)の成果目標の基準を満たしていること。	交付金の交付率は定額とする。

別表2 (事業実施計画、事業実施状況報告及び評価報告)

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
1 放射性物質の吸収抑制対策 2 放射性物質汚染牧草等の処理	別紙様式第1号別添、別添様式第1-1号及び別添様式第1-2号に規定されている項目。その他県知事が取組に必要な項目。	別紙様式第4号別添に規定されている項目。その他県知事が必要と定める項目。

## 別記

### 第1 共通事項

#### 1 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

#### 2 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

#### 3 農山漁村における女性の参画の促進

本対策を実施する次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

- (1) 当該事業実施主体が県又は市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 当該事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性役員に関する数値目標
- (3) 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

#### 4 耕作放棄地対策の推進

本事業を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市長村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づきA分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された荒廃農地を積極的に新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）第5に定める「人・農地プラン」に位置付け、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業参入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

#### 5 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、県知事は、交付対象事業が完



了し、第6に基づく地方農政局長への実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

## 6 推進指導等

- (1) 県知事（県が事業実施主体である場合にあっては、地方農政局長。（2）において同じ。）は、事業実施主体の代表者、役員、職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 県知事は、（1）に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

## 7 管理運営

### (1) 指導監督

県及び市町村は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長に対し、適正な運営を指導するとともに、事業実施後の利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、県知事は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

### (2) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

## 第2 事業内容

別表のメニュー欄の各事業については、以下により実施するものとする。

### 1 放射性物質の吸収抑制対策

#### (1) 取組の概要

別表1のメニューの欄の1の取組については、放射性物質により汚染された農地の放射線量低減のための除染を目的とするものではなく、土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として行う農作物の吸収抑制対策を行うものであり、次に掲げるものとする。

ア 加里質肥料（塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里肥料等単肥に限る。）その他の放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用。

イ 放射性物質の農作物への移行の低減を図る低吸収品目・品種等への転換に必要な取組。ただし、転換する品目については、加工等による濃縮について留意する。

ウ 表層に分布する放射性物質を含む土壌を下層の放射性物質を含まない土壌と反転又は混和することにより放射性物質の農作物への移行の低減を図る反転耕・深耕。なお、当該対策を行った後、低下した地力の回復に必要な肥料や土壌改良資材等を導入することができる。ただし、土壌診断等地力の回復のために必要な資材量の計算を行った場合に限るものとする。

エ 上記アからウまでの吸収抑制対策の効果等を分析検証するための土壌・農産物等の分析及び（2）のウの（カ）に基づく吸収抑制対策を実施しないほ場の設置。

#### (2) 取組の実施基準等

##### ア 事業の実施基準

（ア）事業実施主体が、東日本大震災からの復旧・復興を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

（イ）事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

（ウ）交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

（エ）事業実施主体が行う取組の内容は、受益地域の範囲や通常の施肥量、植栽密度等からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。

（オ）（1）のアの取組については、吸収抑制対策に使用する吸収抑制資材の種類及び使用量について、県の指導指針に準ずるものとする。

また、前年度において、本対策により取組を実施した場合であっても、土壌中の交換性カリ濃度が十分上昇しない等のおそれがある場合においては、本対策の対象とすることができるものとする。

（カ）（1）のア及びイ（牧草地を対象とする場合に限る。）については、

東京電力株式会社への求償を優先して検討するものとする。

なお、東京電力株式会社による賠償の対象となる吸収抑制対策を実施する場合は、本事業との重複実施がないようにしなければならない。

#### イ 事業実施主体

農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

#### ウ 採択要件

(ア) 第2の5の(1)の成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 別表1の採択要件の欄の1の定めに関わらず、県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

(ウ) 原子力発電所事故により放出された放射性物質により汚染された農地土壌等であること。

(エ) 生産される農産物が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値1キログラム当たり100ベクレル(牛乳の場合は同50ベクレル、牧草の場合は「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて(平成24年2月3日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知)」に基づく暫定許容値1キログラム当たり100ベクレル)(以下「食品中の放射性セシウムに係る基準値等」という。)を超えた又は超えるおそれがあると県知事が認めるもの(加工によって1キログラム当たり100ベクレルを超過するおそれのあるものも含む。)であり、かつ本対策を行うことにより、次期作において、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること。

(オ) 適用する吸収抑制技術が公的研究機関等により、吸収抑制効果があることが示されるとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。特に、(1)のアの取組については、あらかじめ土壌診断等により、対象とするほ場における土壌中の交換性カリウム濃度が県の基準等と比べて低くなっていることが示されている場合に限る。

(カ) 市町村ごとの事業対象作物において、事業実施年度の前年におけるモニタリング調査等で放射性セシウムが検出されなかった場合又は事業実施年度の前年に吸収抑制対策を実施しないほ場を本規定等に基づいて設置した場合、本事業による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施するほ場の設置とともに、吸収抑制対策を実施しないほ場を原則として市町村ごとに3箇所以上設置し、吸収抑制対策を実施した場合及び実施しなかった場合の事業対象作物における放射性セシウムの濃度を(1)のエを活用してそれぞれ測定することにより、当該年度における事業効果を検証することを必須とする。

なお、事業実施年度及びその前年度における上記事業効果の調査並びに同期間における当該市町村のモニタリング調査等において、事業対象作物から放射性セシウムが検出されなかった場合、特段の理由がある場合を除き、翌年度から、当該市町村の当該事業対象作物については、本対策の対象から除外するものとする。

ただし、本規定に基づき本対策の対象から除外された場合であっても、本規定に基づいて設置した吸収抑制対策を実施しないほ場については、本対策の対象から除外された年度から3年間に限り継続して設置できるものとする。

また、吸収抑制対策を実施しないほ場の設置に当たっては、事業効果を的確に検証するため、当該市町村の土壌タイプの分析状況や過去のモニタリング調査の結果等を勘案するものとする。

(キ) ウの(ウ)から(カ)までについて、原子力発電所事故に関する政府が行う方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域においては、この限りではない。

#### エ 補助対象経費

(ア) (1)のアの取組を実施する場合には、加里質肥料等吸収抑制の効果が見込まれる肥料や土壌改良資材に係る経費に限るものとする。

(イ) (1)のイ及びウの取組を実施する場合には、本事業に直接要する、機械・機材レンタル料、機械オペレーター費用、機械燃料代、資材購入費(肥料、土壌改良資材等)、種子・種苗費((1)のイの取組のうち牧草を対象とした場合に限る。)、作業委託費、備品費(レンタル・リースによって調達することが難しい場合に限る。)等とする。

(ウ) (1)のエの取組を実施する場合には、本事業に直接要する分析費、分析委託費及びウの(カ)に基づく吸収抑制対策を実施しないほ場を設置するためのほ場借上経費等とする。

(エ) 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

#### オ 交付率

本事業については定額とする。

ただし、(1)のアからウまでの取組について、助成単価の上限は、以下のとおりとし、助成額は助成上限単価に本事業を実施する農地・牧草地の面積を乗じたものと、実際に要した経費のいずれか低いものとする。

(ア) (1)のアの取組については、10アール当たり10万円とする。

(イ) (1)のイの取組については、排水対策を必要とする場合10アール当たり15万9千円、排水対策を必要としない場合10アール当たり14万2千円、牧草地を対象とした場合10アール当たり10万円とする。なお、石れき粉碎・除去機械を用いた牧草地、無線トラクター等を用いた傾斜牧草地を対象とした場合10アール当たり16万8千円とする。

(ウ) (1) のウの取組については、10アール当たり4万4千円とする

### (3) 事業の実施手続等

ア 本事業の実施計画は、別紙様式第1号及び別添様式第1号により作成するものとする。

イ 本事業の実施状況報告書は、別紙様式第4号により作成するものとする。  
なお、(1)のエの取組として、放射性物質の分析を行った場合は、その結果について分かる資料を添付すること。

## 2 放射性物質汚染牧草等の処理

### (1) 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の2の取組については、放射性物質に汚染された牧草等の一時保管を余儀なくされている農家の営農環境改善又は営農活動再開を支援することを目的として、次に掲げる事項を行うことができるものとする。

#### ア 検討会等の開催

事業実施主体は、農家に一時保管されている放射性物質に汚染された牧草等であって指定廃棄物（放射性物質対処特措法（平成23年法律第110号）第17条第1項の規定による指定廃棄物をいう。）以外のもの（以下「保管汚染牧草等」という。）の保管場所、保管量等の把握やイの取組の実施の方法を検討するため、県、市町村、農業協同組合等から構成される検討会等を開催する。またイで得られた再測定結果に基づき、保管汚染牧草等の処理の方向性やウの取組を実施することの必要性等を検討する。

#### イ 保管汚染牧草等の放射性セシウム濃度の再測定

事業実施主体は、保管牧草等であってかつて放射性セシウム濃度の測定を行ったものの放射性セシウム濃度の現状値を改めて把握し、保管汚染牧草等の取扱いの検討に資するため、これらの放射性セシウム濃度の測定を行う。

#### ウ 保管汚染牧草等の適正保管の維持

事業実施主体は、保管汚染牧草等を引き続き一時保管場所等で保管せざるを得ない場合に適正に保管を維持するための環境整備を行う。

### (2) 事業の実施基準等

#### ア 事業の実施基準

(ア) 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

(イ) 交付対象事業費は、事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定すること。

(ウ) 事業実施主体が行う事業の内容は、当該地域の実情からみて内容、規模、価格等が適正であること。

(エ) 東京電力株式会社による賠償の対象となる取組との重複実施になら

ないこと。

イ 事業実施主体

農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならない。

ウ 採択要件

要綱第2の5の(1)の成果目標の基準を満たすこと。

エ 補助対象経費

補助対象となる経費は本事業に直接要する経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

- a (1)のアの取組については、検討会の開催又は優良事例の調査に要する旅費、会場借料、資料印刷費、消耗品費及び通信運搬費とする。
- b (1)のイの取組については、保管汚染牧草等に係る放射性セシウム分析用サンプルの採取又は放射性セシウム濃度の測定に要する旅費、賃金、分析費、委託費、消耗品費及び通信運搬費とする。
- c (1)のウの取組については、保管汚染牧草等の適正な維持管理を継続するために必要な一時保管施設の設置費又は点検及び補修費、遮蔽土嚢、保管シート等の設置費、保管汚染牧草等の再梱包、分別及び再集積に要する経費並びに保管汚染牧草等の新たな保管場所への運搬・委託等に要する経費とする。

オ 交付率

本事業については定額とする。

(3) 事業の実施手続等

ア 本事業の実施計画は、別紙様式第1号により作成するものとする。

イ 本事業の実施状況報告書は、別紙様式第4号により作成するものとする。